

14 狩猟税の課税状況

区 分		税 率	狩猟者登録総件数	調 定 額 (千円)	
狩 猟 税 関 係	第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	2,391	39,045
		① うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円 × 1/4	18	74
		② うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円 × 3/4		
		③ 法附則32条第1号に該当するもの	16,500円 × 1/2	22	180
		④ 法附則32条第2号に該当するもの	16,500円 × 1/2		
		⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	2,351	38,791
		所得割額の納付を要しない者	-	227	2,481
		⑥ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円 × 1/4		
		⑦ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円 × 3/4		
		⑧ 法附則32条第1号に該当するもの	11,000円 × 1/2	3	17
	⑨ 法附則32条第2号に該当するもの	11,000円 × 1/2			
	⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	224	2,464	
	網猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	6	49
		⑪ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円 × 1/4		
		⑫ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円 × 3/4		
		⑬ 法附則32条第1号に該当するもの	8,200円 × 1/2		
		⑭ 法附則32条第2号に該当するもの	8,200円 × 1/2		
		⑮ 上記に該当しないもの	8,200円	6	49
		所得割額の納付を要しない者	-	1	6
		⑯ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4		
		⑰ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4		
		⑱ 法附則32条第1号に該当するもの	5,500円 × 1/2		
	⑲ 法附則32条第2号に該当するもの	5,500円 × 1/2			
	⑳ 上記に該当しないもの	5,500円	1	6	
	わな猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	-	504	4,075
		㉑ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円 × 1/4		
		㉒ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円 × 3/4		
		㉓ 法附則32条第1号に該当するもの	8,200円 × 1/2	14	57
		㉔ 法附則32条第2号に該当するもの	8,200円 × 1/2		
		㉕ 上記に該当しないもの	8,200円	490	4,018
		所得割額の納付を要しない者	-	92	506
		㉖ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4		
		㉗ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4		
		㉘ 法附則32条第1号に該当するもの	5,500円 × 1/2		
		㉙ 法附則32条第2号に該当するもの	5,500円 × 1/2		
㉚ 上記に該当しないもの		5,500円	92	506	
第二種銃猟免許に係る登録		所得割額の納付を要する者	-	60	327
		㉛ うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4		
		㉜ うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4		
	㉝ 法附則32条第1号に該当するもの	5,500円 × 1/2	1	3	
	㉞ 法附則32条第2号に該当するもの	5,500円 × 1/2			
㉟ 上記に該当しないもの	5,500円	59	324		
① ~ ㉞ の 合 計		-	3,281	46,489	